

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（届出事項）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議又は同法第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二十五～二十七（略）</p> <p>29（略）</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議により自己の株式を取得しようとする場合</p> <p>二十五～二十七（略）</p> <p>29（略）</p>